

運営に関する基準

1 衛生管理等 [貸与]

事例
・福祉用具の保管、消毒を委託により他の事業所に行わせているが、実施状況について定期的に確認していない。または、記録が残っていない。 ・福祉用具の消毒の業務に係る委託契約書その他関係書類において、基準解釈通知に掲げる文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。
指導内容・ポイント
○保管、消毒の実施状況について、<u>定期的に確認し、その結果を記録</u>すること。 ○福祉用具の消毒の業務を他の事業所に委託する場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、<u>委託契約において必要事項を文書により取り決める</u>こと。 ※取り決めなければならない事項 ・当該委託等の範囲 ・当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ・受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ・指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ・指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ・受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ・その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 【居宅基準省令第203条第3項、第4項】 【居宅基準解釈通知第3の十一の3(7)②】

2 福祉用具貸与／販売の具体的取扱方針

事例
・スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、貸与又は販売を選択できる旨利用者に説明を行っているものの、退院時カンファレンスやサービス担当者会議での医師や専門職の意見等を聴取していない。
指導内容・ポイント
○スロープ、歩行器、歩行補助つえの提供に当たっては、 <u>利用者が貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見を聴取し、利用者の身体状況を踏まえた提案を行うこと。</u> 【居宅基準省令第199条第1項第2号、第214条第1項第2号】 【居宅基準解釈通知第3の十一の3(3)②、第3の十二の3(4)②】

3 福祉用具貸与計画の作成 [貸与]

事例
・福祉用具貸与計画が作成されているものの、モニタリング時期が記載されていない。モニタリング記録が残っていない。 ・スロープ、歩行器、歩行補助つえを貸与したのに、利用開始後6ヶ月以内にモニタリングが実施されていない。
指導内容・ポイント
○福祉用具貸与計画に、 計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載 すること。 ○スロープ、歩行器、歩行補助つえの提供に当たっては、 開始時から6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリング を行い、その <u>継続の必要性について検討</u> すること。 ○モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した <u>指定居宅介護事業者</u> に報告すること。 【居宅基準省令第199条の2第1項、第5項及び第6項】 【居宅基準解釈通知第3の十一の3(3)⑧】